

2016年12月19日

特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）を保障する 保険種類・特約の保障内容を拡大します！

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社（社長：高橋 薫）は、2017年4月2日から特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）を保障する保険種類・特約を改定し、保障内容を拡大します。

これにより、2017年4月2日以降にご契約いただいたお客さまはもちろん、現在ご契約されているお客さまについても改定日以降、保険料の追加もなくお手続きなしで対象となる保険種類・特約の保障内容を拡大します。

また、現在対象の保険種類・特約にご契約されているお客さまについては、2017年1月以降に今回の改定内容について個別にご案内をお送りします。

ポイント1 急性心筋梗塞・脳卒中による手術の保障を追加します！

- ・特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）を保障する保険種類・特約のお支払い等ができる要件を拡大し、「急性心筋梗塞・脳卒中により所定の手術を受けたとき」にも保険金等をお支払い、または保険料のお払込みを免除します。
- ・現在は、急性心筋梗塞・脳卒中の場合、所定の状態が60日以上継続することを要件※としています。今回の改定により、急性心筋梗塞・脳卒中により所定の手術を受けたときには、すぐに保険金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が可能となります。

※ 現在のお支払事由等では、急性心筋梗塞の場合は「労働の制限を必要とする状態」が、脳卒中の場合は「他覚的な神経学的後遺症」が60日以上継続することを要件としています。

ポイント2 追加の保険料・お手続きは不要です！

- ・今回の保障内容拡大に伴う保険料の追加はありません。また、お手続きも必要ありません。

ポイント3 現在ご契約されているお客さまについても、保障内容を拡大します！

- ・現在、対象の保険種類・特約にご契約されているお客さまについても、2017年4月2日以降、保障内容を拡大します。

（2017年4月2日以降に、拡大したお支払事由等に該当する手術を受けた場合に対象となります。）

改定内容の詳細については、**別紙**をご参照ください。

以上

【別紙】

1. 改定日

2017年4月2日

- ・現在ご契約されているお客さまについても、改定日以降、お手続きなしにお支払事由等を拡大します。(2017年4月2日以降に、2.に記載の手術を受けた場合に対象となります。)
- ・お支払事由等の拡大に伴う保険料の追加はありません。

2. 改定後のお支払事由等の概要

	2017年4月1日まで	【改定後】2017年4月2日以降
悪性新生物	初めて悪性新生物と医師により診断確定されたとき (ただし、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん、責任開始日から起算して90日以内に診断確定された乳がんは対象外です。)	(変更なし)
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞により、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと診断されたとき	急性心筋梗塞により、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと診断されたとき 【NEW】急性心筋梗塞により、所定の手術を受けたとき^{※1}
脳卒中	脳卒中により、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき	脳卒中により、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき 【NEW】脳卒中により、所定の手術を受けたとき^{※1}

※1 所定の手術とは、次のものをいいます。

- ・公的医療保険制度の手術料が算定される手術
- ・先進医療に該当する手術

3. 対象となる保険種類・特約

(1) 保険金等をお支払いする保険種類・特約

対象となる保険種類・特約	お支払事由が追加される保険金等の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病保障終身保険 ・5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 ・特定疾病保障定期保険 ・特定疾病前払式終身保険 ・特定疾病保障定期保険特約 	(特約) 特定疾病保険金
<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病収入保障特約 	特約特定疾病年金
<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病診断給付金特約 (医療保険) 	特定疾病診断給付金

(2) 保険料のお払込みを免除する特約

対象となる特約
<ul style="list-style-type: none">・ 医療用特定疾病診断保険料免除特約・ 特定疾病診断保険料免除特約・ 限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約・ 医療(08)用特定疾病診断保険料免除特約・ 保険料払込免除特約

4. お客さまへのお知らせ

(1) 現在ご契約されているお客さま

対象の保険種類・特約にご契約されているお客さまに対して、今回の改定内容について個別のご案内をお送りします。(2017年1月以降 発送予定)

(2) すべてのお客さま

今回の改定内容について、当社より毎年お送りしているご契約内容のご案内(2017年4月以降 発送予定)によりお知らせします。なお、ご契約内容のご案内は、対象の保険種類・特約にご契約されていないお客さまを含むすべてのお客さまにお送りします。